

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

加藤 勝信 様

国の施策等に関する 提案・要望書

（平成28年7月）

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鳥 | 取 | 県 | 知 | 事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 鳥 | 取 | 県 | 議 | 会 | 議 | 長 | 正 | 一 |
| 鳥 | 取 | 県 | 市 | 長 | 会 | 長 | 義 | 彦 |
| 鳥 | 取 | 県 | 市 | 議 | 会 | 議 | 研 | 二 |
| 鳥 | 取 | 県 | 町 | 村 | 会 | 長 | 昌 | 司 |
| 鳥 | 取 | 県 | 町 | 村 | 議 | 会 | 哲 | 治 |

子育て支援・少子化対策の充実について

《提案・要望の内容》

- 社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、国の責任において、子育て家庭の経済的負担の軽減として、保育料の無償化を進めるとともに、子どもの医療費については、財政状況により自治体間に格差が生じることのないよう、全国一律の制度を国の制度として早急に創設すること。
- 子どもの医療費助成に対する国保の減額調整措置については、速やかに廃止すること。また、医療費助成の対象年齢を18歳年度末までと定めている地方団体も多いことから、国保の減額調整の見直し対象年齢を18歳年度末までとすること。
- 一億総活躍社会の実現に向けて保育の量を確保するため、保育士の処遇改善や保育士加配に対する加算措置の充実などを継続的に実施できるよう、子ども・子育て支援新制度における量的拡充と質の改善を図るとともに、潜在保育士の保育現場への就職・復職を促進するため、保育士の離職時等における届出制度を法制化するなど、総合的な保育士確保対策の推進を図ること。
- 結婚支援をはじめとした少子化対策を地域の実情に応じて積極的に展開できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充や運用の弾力化を図ること。
- 不妊に悩む夫婦が安心して治療を受けることができるように、不妊検査及び特定不妊治療を始めとする不妊治療の保険診療適用を拡大すること。

<参考>

1 鳥取県の保育料無償化等子育て支援事業

市町村と連携し、国の制度に鳥取県独自の上乘せ支援を行うことで、平成27年9月から所得・年齢の制限なしで第3子以降の保育料無償化を実施している。(全国初)
あわせて、平成28年4月から第1子と同時に在園する第2子の保育料無償化を実施している。(年収約360万円未満の世帯が対象)

2 幼稚園就園奨励事業

毎年度、制度拡充が図られているが、国からの補助金は「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」で3分の1以内とあるものの、実質4分の1程度に減額交付されており、市町村の超過負担が恒常的に生じている。

3 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査(平成25年11月26日～12月9日実施) 子育ての経済的負担感

- 子育ての経済的負担は、8割が「負担が多い」と感じている。
- 将来的に持つ予定の子ども数が理想的な子ども数より少ない理由として、6割以上の者が、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。
- 経済的負担が少なければ「さらに子どもを持ってもよい」が6割に達している。

4 保育士不足は、都市部だけでなく地方部でも生じている課題

① 鳥取県における保育士の有効求職・求人及び有効求人倍率の推移(H24.4～H27.11)

| H24 | H25 | H26 | H27 |
|------|------|------|------|
| 1.06 | 1.71 | 1.92 | 2.76 |

② 保育士と他職種との現金給与等の比較(平成26年賃金構造基本統計調査結果(厚生労働省)) (鳥取県)

| 職業 | 年齢 | 勤続年数 | 決まって支給する現金給与額 | 所定内給与額 |
|-----|-------|------|---------------|--------|
| 保育士 | 33.6歳 | 7.4年 | 20万円 | 19万4千円 |

(全国平均)

| 職業 | 年齢 | 勤続年数 | 決まって支給する現金給与額 | 所定内給与額 |
|-------|-------|-------|---------------|--------|
| 保育士 | 34.8歳 | 7.6年 | 21万6千円 | 20万9千円 |
| 全職種平均 | 41.7歳 | 11年 | 31万7千円 | 28万5千円 |
| 比較 | △6.9歳 | △3.4年 | △10万1千円 | △7万6千円 |

5 鳥取県の子ども医療費助成制度

平成28年4月から医療費助成を18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大し、子育てにかかる経費の負担軽減を図り、子どもを生み育てやすい社会づくりの推進を図る。

制度の内容(平成28年4月以降)

| | |
|-------------|---|
| 実施主体 | 市町村 |
| 助成対象者 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 |
| 所得制限 | なし |
| 患者負担 上限額 | ■入院：1,200円/日(低所得者世帯は月16日目以降は無料) ■通院：530円/日(医療機関ごとに月5回目以降は無料) |
| 根拠法令 | 鳥取県特別医療費助成条例、鳥取県特別医療費助成条例施行規則 |

6 鳥取県の平成26年度地方単独事業実施による国定率負担金影響額

(単位：千円)

| 区分 | 身体・知的障害者 | ひとり親家庭 | 小児 | 特定疾患 | 精神障害者 | 計 |
|----|----------|--------|--------|------|--------|---------|
| 金額 | 113,196 | 11,441 | 23,265 | 293 | 23,322 | 171,517 |

※上記の影響額について県調整交付金において1/4を補填

7 地域少子化対策重点推進交付金について

- ・国 H27 補正分(10/10 補助) 34,789 千円
とっとり出会いサポートセンター機能充実(とっとり婚活応援フェスタ開催等) 9,047 千円
ライフプランを考える啓発セミナー開催 4,000 千円
妊活等啓発冊子作成 2,670 千円
子育てっていいなキャンペーン(仮称) 15,036 千円
お届けします!楽しい子育て・孫育て講座 4,036 千円
- ・国 H28 当初分(1/2 補助) 1,280 千円
企業子宝率調査 1,280 千円(交付金ベース・申請中)

8 鳥取県の不妊治療費助成制度について

・特定不妊治療費助成

[国基準]

助成回数：6回(ただし、初回治療が40歳以上の場合は3回。妻の年齢が43歳以上は対象外)

助成額：採卵を伴う治療 175,000円(うち単県上乗せ25,000円)

採卵を伴わない場合 87,500円(うち単県上乗せ12,500円)

※初回治療の場合300,000円を上限助成。男性不妊治療が伴う場合、上限150,000円上乗せ助成。

[県単独]

国基準を上回る治療回数について単県で78,000円を上限とし助成(H25.7から実施)

助成回数：6回(ただし、初回治療が40歳以上の場合は3回。なお妻の年齢が43歳以上の場合はH28年度のみ3回まで助成)

・人工授精助成(単県補助制度)

保険適用外の人工授精に要した経費のうち自己負担額の1/2を、1年度当たり10万円まで、通算2年度まで助成。

・不妊検査費助成(単県補助制度)

不妊症の診断を行うために、医師が必要と認めた保険適用外の検査に要した費用の1/2(上限：13,000円まで)を、1夫婦あたり1回に限り助成する。

※検査開始から1年以内のものを対象とする。

※不妊検査が終了する前に不妊治療を開始した場合は不妊治療開始日までを助成の対象とする。

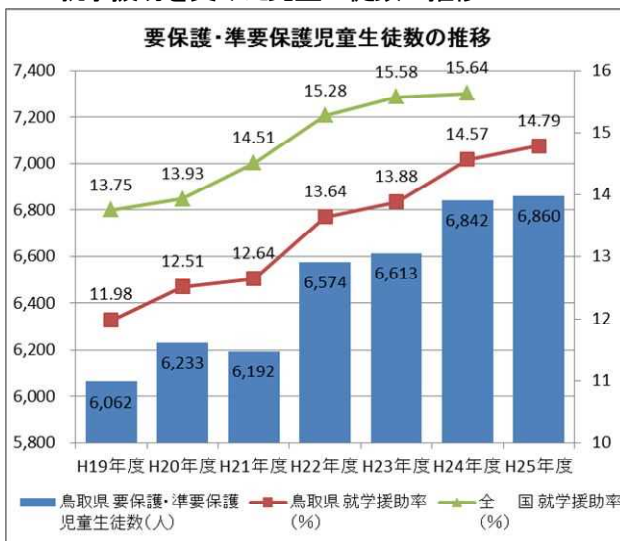
低所得者対策の充実・強化について

《提案・要望の内容》

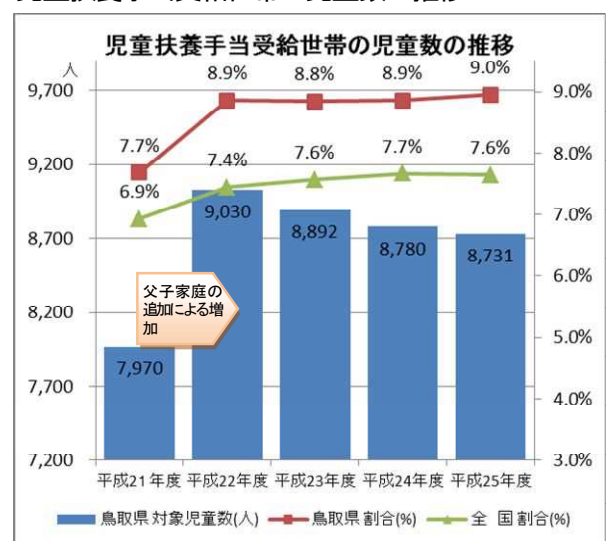
- すべての子どもたちが経済的な理由により進学を諦めることのないよう、給付型奨学金の創設、無利子貸与奨学金の拡充、奨学金の減額返還制度や返還期限の猶予・免除制度の拡充など教育の機会均等を確保するための支援策の拡充・強化を図ること。
- 学力面で課題を抱える子どもに対して学校が実施する少人数の習熟度別の学習や放課後等の補充学習、生活困窮家庭及びひとり親家庭の子どもに対する学習支援等、子どもたちが必要な学力を確実に身につけられる体制整備への支援を充実させること。
- 厳しい環境におかれた子どもや家庭が抱える課題に対するきめ細かな支援体制を構築するため、子どもの多様な教育課題への対応に専任するための教員の配置、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置拡充及び常勤化を含む待遇改善による専門性の高い人材の確保への支援を充実させること。
- 各都道府県における子どもの貧困対策の検証・評価に資するよう、都道府県ごとの実情が分かるような調査研究を国が企画し、継続的に実施すること。あわせて、平成27年度補正予算で創設された「地域子どもの未来応援交付金」について、地域での取組をより効果的なものとしていくために予算を恒久化し、運用を弾力化すること。
- 高齢者、障がい者、女性、若者等が、地域で安心して暮らしていけるよう、主に経済面における困難の未然防止、悪化防止の視点で雇用や就労の改善、現金給付などの施策の充実と総合的に取り組むとともに、地方自治体の行う低所得者対策に対する財政支援措置を講じること。

<参考>

1 就学援助を受けた児童生徒数の推移



2 児童扶養手当受給世帯の児童数の推移



3 鳥取県子どもの貧困対策推進計画の達成目標 (例)

| 目標項目 | 現行値 (H27) | 目標値 (H31) |
|--------------------------------|-----------|-----------|
| 生活困窮世帯及び生活保護世帯向けの学習支援事業の実施市町村数 | 5 | 全19市町村 |
| ひとり親家庭等学習支援事業の実施市町村数 | 5 | |
| スクールソーシャルワーカーの配置市町村数 | 12 | |